

2009年1月26日

横須賀市長 蒲谷 亮一 様

日本共産党横須賀市議会議員団

井坂 新哉

ねぎしかずこ

大村 洋子

**市民病院の経営形態の変更に関する職員との話し合いを
誠実に行うことを求める申し入れ**

市民病院の経営改善については、横須賀市病院管理部が中心となって「横須賀市立市民病院経営健全化計画」（平成 19 年 4 月）を「横須賀市立病院運営委員会」の提言及び市民病院内の「経営健全化のための新プラン策定委員会」などの検討をもとに策定され、とりくまれてきたところです。

この中で経営形態についても、地方公営企業法の全部適用や独立行政法人化など、様々な検討がなされ、さらには経営改善のために、「総合的、体系的な実践行動計画（アクションプラン）を立案し、職員一丸となって着実に実行することにより、経営基盤を強化することが重要」と指摘し、さらなる改革プランづくりの努力が続けられる内容となっております。

こうした中で、市議会の医療環境問題特別委員会は「病院管理部が予定している公立病院改革ガイドラインに基づく改革プランの策定に当たり、本委員会として提言を行う」（平成 20 年 10 月）として、市民病院の経営形態の見直しについては、公設民営化の早急な実施を求め、公設民営化に当たっては、指定管理者制度が最も適切であると考えたとの提言をおこないました。この提言に対し、わが団は直営を維持すべきとの立場から、民営化、指定管理者制度への移行には反対しました。

しかし、市長は議会からの提言を受けた形で指定管理者制度への意向を表明し、今日に至っております。

本日の申し入れは、指定管理者制度への移行にあたっての職員との話し合

いを誠実に行い、合意形成を図る問題についてであります。

現在、職員組合との話し合いがなされているようでありますが、組合の機関紙(第 2371 号)によれば「人事課長から『2月9日に臨時横須賀市議会を開会し、「市民病院を指定管理者とする」という議案を提案したい』との発言がありました。組合は指定管理者による労働条件がどうなるか分からなければ合意はとうていできないと反論しています。しかし、当局側も変わらず『合意してからでないと労働条件の話はできない』というばかりです。」とあります。

そこでわが団が危惧しますことは、職員との合意がないまま指定管理者の条例改定案が議会に提案がなされることです。このような提案は絶対にあってはならないことで避けるよう強く申し入れます。

職員との合意のない条例改正案を議会が議決するようなことになれば、議会と行政の関係を著しくゆがめますし、今後の行政執行にも大きな支障となることは明らかであります。

医療環境問題特別委員会の提言でも、「経営形態の見直しに際しては、職員の身分移行及び関連団体との調整について、組織改編後の運営に支障がないよう、慎重かつ誠実に検討・対処されたい。」と提言の一項目にかかげております。職員の身分変更や公務員の身分に関わる議案提案については、職員との合意形成が必要最小限のことですので職員組合との話し合いを誠実に行うよう申し入れるものであります。